

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(1/6)

令和6年4月版

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	1201	通所型サービス11(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	70%	1,798	1月につき	
A7	1202	通所型サービス11日割(制限)		日割の場合	59単位	70%	59	1日につき	
A7	1211	通所型サービス12(制限)		事業対象者・要支援2		3,621単位	70%	3,621	1月につき
A7	1212	通所型サービス12日割(制限)			日割の場合	119単位	70%	119	1日につき
A7	1801	通所型サービス21(制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	70%	436	1回につき	
A7	1802	通所型サービス22(制限)		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	70%	447		
A7	1231	通所型生活向上グループ活動加算(制限)	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	70%	100	1月につき	
A7	1221	通所型サービス若年性認知症受入加算(制限)	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	70%	240		
A7	1241	通所型サービス運動器機能向上加算(制限)	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	70%	225		
A7	1257	通所型独自サービス栄養アセスメント加算(制限)	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	70%	50		
A7	1251	通所型サービス栄養改善加算(制限)	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	70%	200		
A7	1261	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ(制限)	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	70%	150		
A7	1262	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ(制限)		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	70%	160		
A7	1803	通所型サービス一体的サービス提供加算(制限)	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	70%	480		
A7	1271	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1(制限)	ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	70%		480
A7	1272	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2(制限)		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	70%	480		
A7	1273	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3(制限)		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	70%	480		
A7	1274	通所型複数サービス実施加算Ⅱ(制限)		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	70%		700
A7	1281	通所型サービス事業所評価加算(制限)	チ 事業所評価加算		120単位加算	70%	120		
A7	1297	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1(制限)	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	70%		88
A7	1298	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2(制限)		事業対象者・要支援2	176単位加算	70%	176		
A7	1291	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1(制限)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	70%		72
A7	1292	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2(制限)		事業対象者・要支援2	144単位加算	70%	144		
A7	1295	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ1(制限)		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	70%		24
A7	1296	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ2(制限)		事業対象者・要支援2	48単位加算	70%	48		

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(2/6)

令和6年4月版

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A7	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限)	又 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	70%	100	1月につき	
A7	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	70%	200		
A7	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2(制限)		運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	70%	100		
A7	1259	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(制限)	ル 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)		20単位加算	70%	20	1回につき
A7	1256	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(制限)			(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)		5単位加算	70%	5	
A7	1260	通所型サービス科学的介護推進体制加算(制限)	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	70%	40	1月につき	
A7	1301	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		事業対象者・ 要支援1	1,798単位の59/1000 加算	70%	106	1月につき
A7	1302	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			1,798単位の43/1000 加算	70%	77	
A7	1303	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			1,798単位の23/1000 加算	70%	41	
A7	1501	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1(制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		事業対象者・ 要支援2	1,798単位の12/1000 加算	70%	21	
A7	1502	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			1,798単位の10/1000 加算	70%	17	
A7	1701	通所型サービスベースアップ等支援加算1(制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			1,798単位の11/1000 加算	70%	19		
A7	1306	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		事業対象者・ 要支援2	3,621単位の59/1000 加算	70%	213	
A7	1307	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			3,621単位の43/1000 加算	70%	155	
A7	1308	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			3,621単位の23/1000 加算	70%	83	
A7	1503	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2(制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		事業対象者・ 要支援2	3,621単位の12/1000 加算	70%	43	
A7	1504	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			3,621単位の10/1000 加算	70%	36	
A7	1702	通所型サービスベースアップ等支援加算2(制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			3,621単位の11/1000 加算	70%	39		

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(3/6)

令和6年4月版

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位					
種類	項目											
A7	1311	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限)	フ 介護職員処遇改善加算	定員超過または看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1,259単位の59/1000 加算	70%	74	1月につき		
A7	1312	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1,259単位の43/1000 加算	70%	54			
A7	1313	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1,259単位の23/1000 加算	70%	28			
A7	1505	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1,259単位の12/1000 加算	70%	15			
A7	1506	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1,259単位の10/1000 加算	70%	12			
A7	1703	通所型サービスベースアップ等支援加算1・減算1(制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ等支援加算		1,259単位の11/1000 加算	70%	13			
A7	1316	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限)	フ 介護職員処遇改善加算			事業対象者・要支援2	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,535単位の59/1000 加算	70%	149		
A7	1317	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限)					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2,535単位の43/1000 加算	70%	108		
A7	1318	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算1(制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2,535単位の23/1000 加算	70%	58		
A7	1507	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算				(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,535単位の12/1000 加算	70%	30		
A7	1508	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限)					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,535単位の10/1000 加算	70%	25		
A7	1704	通所型サービスベースアップ等支援加算2・減算1(制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ等支援加算		2,535単位の11/1000 加算	70%	27			
A7	1321	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限)	フ 介護職員処遇改善加算	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1,422単位の59/1000 加算	70%	83	
A7	1322	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限)					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1,422単位の43/1000 加算	70%	61	
A7	1323	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算2(制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1,422単位の23/1000 加算	70%	32	
A7	1509	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算				(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1,422単位の12/1000 加算	70%	17	
A7	1510	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限)					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1,422単位の10/1000 加算	70%	14	
A7	1705	通所型サービスベースアップ等支援加算1・減算2(制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ等支援加算		1,422単位の11/1000 加算	70%	15			
A7	1326	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限)	フ 介護職員処遇改善加算			事業対象者・要支援2	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,869単位の59/1000 加算	70%	169		
A7	1327	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限)					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2,869単位の43/1000 加算	70%	123		
A7	1328	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算2(制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2,869単位の23/1000 加算	70%	65		
A7	1511	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算				(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		2,869単位の12/1000 加算	70%	34	
A7	1512	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限)					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		2,869単位の10/1000 加算	70%	28	
A7	1706	通所型サービスベースアップ等支援加算2・減算2(制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ等支援加算		2,869単位の11/1000 加算	70%	31			

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(4/6)

令和6年4月版

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目										
A7	2000	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・虐待減算(制限)	フ 介護職員処遇改善加算	高齢者虐待防止措置を実施していない事業者が、通所型サービス(独自/定率)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1,780単位の59/1000 加算	70%	105	1月につき
A7	2001	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・虐待減算(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1,780単位の43/1000 加算	70%	76	
A7	2002	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・虐待減算(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1,780単位の23/1000 加算	70%	40	
A7	2003	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・虐待減算(制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1,780単位の12/1000 加算	70%	21	
A7	2004	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・虐待減算(制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1,780単位の10/1000 加算	70%	17	
A7	2005	通所型サービスベースアップ等支援加算1・虐待減算(制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			介護職員等ベースアップ等支援加算		1,780単位の11/1000 加算	70%	19	
A7	2006	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・虐待減算(制限)	フ 介護職員処遇改善加算		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	3,585単位の59/1000 加算	70%	211	
A7	2007	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・虐待減算(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		3,585単位の43/1000 加算	70%	154	
A7	2008	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・虐待減算(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		3,585単位の23/1000 加算	70%	82	
A7	2009	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・虐待減算(制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		3,585単位の12/1000 加算	70%	43	
A7	2010	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・虐待減算(制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		3,585単位の10/1000 加算	70%	35	
A7	2011	通所型サービスベースアップ等支援加算2・虐待減算(制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			介護職員等ベースアップ等支援加算		3,585単位の11/1000 加算	70%	39	
A7	2012	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・業務減算(制限)	フ 介護職員処遇改善加算	業務継続計画を策定していない事業者が、通所型サービス(独自/定率)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1,780単位の59/1000 加算	70%	105	
A7	2013	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・業務減算(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1,780単位の43/1000 加算	70%	76	
A7	2014	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・業務減算(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1,780単位の23/1000 加算	70%	40	
A7	2015	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・業務減算(制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1,780単位の12/1000 加算	70%	21	
A7	2016	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・業務減算(制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1,780単位の10/1000 加算	70%	17	
A7	2017	通所型サービスベースアップ等支援加算1・業務減算(制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			介護職員等ベースアップ等支援加算		1,780単位の11/1000 加算	70%	19	
A7	2018	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・業務減算(制限)	フ 介護職員処遇改善加算		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	3,585単位の59/1000 加算	70%	211	
A7	2019	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・業務減算(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		3,585単位の43/1000 加算	70%	154	
A7	2020	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・業務減算(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		3,585単位の23/1000 加算	70%	82	
A7	2021	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・業務減算(制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		3,585単位の12/1000 加算	70%	43	
A7	2022	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・業務減算(制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		3,585単位の10/1000 加算	70%	35	
A7	2023	通所型サービスベースアップ等支援加算2・業務減算(制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			介護職員等ベースアップ等支援加算		3,585単位の11/1000 加算	70%	39	

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(5/6)

令和6年4月版

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色…新設、黄色…変更、灰色…廃止

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A7	1203	通所型サービス11・定超(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1月につき		
A7	1204	通所型サービス11日割・定超(制限)		59単位		70%	41	1日につき
A7	1213	通所型サービス12・定超(制限)	事業対象者・要支援2	3,621単位		70%	2,535	1月につき
A7	1214	通所型サービス12日割・定超(制限)		119単位		70%	83	1日につき
A7	1804	通所型サービス21・定超(制限)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		70%	305	1回につき
A7	1805	通所型サービス22・定超(制限)	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		70%	313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A7	1205	通所型サービス11・人欠(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1月につき		
A7	1206	通所型サービス11日割・人欠(制限)		59単位		70%	41	1日につき
A7	1215	通所型サービス12・人欠(制限)	事業対象者・要支援2	3,621単位		70%	2,535	1月につき
A7	1216	通所型サービス12日割・人欠(制限)		119単位		70%	83	1日につき
A7	1806	通所型サービス21・人欠(制限)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		70%	305	1回につき
A7	1807	通所型サービス22・人欠(制限)	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		70%	313	

事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A7	1207	通所型サービス11・同一建物1(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	1,798単位	所定単位(376単位)を減算	70%	1,422	1月につき
A7	1208	通所型サービス11日割・同一建物1(制限)		59単位		70%	47	1日につき
A7	1217	通所型サービス12・同一建物2(制限)	事業対象者・要支援2	3,621単位	所定単位(752単位)を減算	70%	2,869	1月につき
A7	1218	通所型サービス12日割・同一建物2(制限)		119単位		70%	95	1日につき
A7	1808	通所型サービス21・同一建物3(制限)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	所定単位(94単位)を減算	70%	342	1回につき
A7	1809	通所型サービス22・同一建物3(制限)	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		70%	353	

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(6/6)

令和6年4月版

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

通所型独自高齢者虐待防止措置を未実施の事業所が通所型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A7	C211	通所型サービス11・虐待減算11(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	1,798単位	所定単位(18単位)を減算	70%	1,780	1月につき	
A7	C212	通所型サービス11日割・虐待減算11日割(制限)		59単位	所定単位(1単位)を減算	70%	58	1日につき	
A7	C213	通所型サービス12・虐待減算12(制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位	所定単位(36単位)を減算	70%	3,585	1月につき
A7	C214	通所型サービス12日割・虐待減算12日割(制限)			119単位	所定単位(1単位)を減算	70%	118	1日につき
A7	C215	通所型サービス21・虐待減算21(制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	所定単位(4単位)を減算	70%	432	1回につき	
A7	C216	通所型サービス22・虐待減算22(制限)		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	所定単位(4単位)を減算	70%		443

通所型独自業務継続計画未策定の事業所が通所型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A7	D211	通所型サービス11・業務継続減算11(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	1,798単位	所定単位(18単位)を減算	70%	1,780	1月につき	
A7	D212	通所型サービス11日割・業務継続減算11日割(制限)		59単位	所定単位(1単位)を減算	70%	58	1日につき	
A7	D213	通所型サービス12・業務継続減算12(制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位	所定単位(36単位)を減算	70%	3,585	1月につき
A7	D214	通所型サービス12日割・業務継続減算12日割(制限)			119単位	所定単位(1単位)を減算	70%	118	1日につき
A7	D215	通所型サービス21・業務継続減算21(制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	所定単位(4単位)を減算	70%	432	1回につき	
A7	D216	通所型サービス22・業務継続減算22(制限)		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	所定単位(4単位)を減算	70%		443

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、処遇改善加算はA6のコードと異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合にかかわらず70%となります。

※同一建物の場合、減算ではなく、該当するコードにより請求します。

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(1/6)

令和6年4月版

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	1520	通所型サービス11(三割・制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	60%	1,798	1月につき	
A7	1521	通所型サービス11日割(三割・制限)		日割の場合	59単位	60%	59	1日につき	
A7	1522	通所型サービス12(三割・制限)		事業対象者・要支援2		3,621単位	60%	3,621	1月につき
A7	1523	通所型サービス12日割(三割・制限)			日割の場合	119単位	60%	119	1日につき
A7	1810	通所型サービス21(三割・制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	60%	436	1回につき	
A7	1811	通所型サービス22(三割・制限)		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	60%	447		
A7	1526	通所型生活向上グループ活動加算(三割・制限)	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	60%	100	1月につき	
A7	1525	通所型サービス若年性認知症受入加算(三割・制限)	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	60%	240		
A7	1527	通所型サービス運動器機能向上加算(三割・制限)	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	60%	225		
A7	1602	通所型サービス栄養アセスメント加算(三割・制限)	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	60%	50		
A7	1528	通所型サービス栄養改善加算(三割・制限)	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	60%	200		
A7	1529	通所型サービス口腔機能向上加算(三割・制限)	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	60%	150		
A7	1604	通所型サービス口腔機能向上加算(三割・制限)		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	60%	160		
A7	1812	通所型サービス一体的サービス提供加算(三割・制限)	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	60%	480		
A7	1530	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1(三割・制限)	チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	60%	480	
A7	1531	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2(三割・制限)		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	60%	480		
A7	1532	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3(三割・制限)		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	60%	480		
A7	1533	通所型複数サービス実施加算Ⅱ(三割・制限)		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	60%	700	
A7	1534	通所型サービス事業所評価加算(三割・制限)	リ 事業所評価加算		120単位加算	60%	120		
A7	1606	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1(三割・制限)	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	60%	88	
A7	1607	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2(三割・制限)			事業対象者・要支援2	176単位加算	60%	176	
A7	1535	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1(三割・制限)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	60%	72	
A7	1536	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2(三割・制限)			事業対象者・要支援2	144単位加算	60%	144	
A7	1539	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ1(三割・制限)		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	60%	24	
A7	1540	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ2(三割・制限)			事業対象者・要支援2	48単位加算	60%	48	

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(2/6)

令和6年4月版

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	4004	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(三割・制限)	又 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	60%	100	1月につき	
A7	4005	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(三割・制限)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	60%	200		
A7	4006	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2(三割・制限)		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	60%	100		
A7	1600	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(三割・制限)	ル 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)	20単位加算	60%	20	1回につき	
A7	1601	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(三割・制限)		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)	5単位加算	60%	5		
A7	1603	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算(三割・制限)	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	60%	40	1月につき	
A7	1541	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1(三割・制限)	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1	1,798単位の59/1000 加算	60%	106	1月につき
A7	1542	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1(三割・制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1,798単位の43/1000 加算	60%	77	
A7	1543	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1(三割・制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1,798単位の23/1000 加算	60%	41	
A7	1546	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1(三割・制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1,798単位の12/1000 加算	60%	21	
A7	1547	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1(三割・制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1,798単位の10/1000 加算	60%	17	
A7	1707	通所型サービスベースアップ等支援加算1(三割・制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			1,798単位の11/1000 加算	60%	19	
A7	1548	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2(三割・制限)	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援2	3,621単位の59/1000 加算	60%	213	
A7	1549	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(三割・制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		3,621単位の43/1000 加算	60%	155	
A7	1550	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2(三割・制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		3,621単位の23/1000 加算	60%	83	
A7	1553	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2(三割・制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		3,621単位の12/1000 加算	60%	43	
A7	1554	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(三割・制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		3,621単位の10/1000 加算	60%	36	
A7	1708	通所型サービスベースアップ等支援加算2(三割・制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			3,621単位の11/1000 加算	60%	39	

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(3/6)

令和6年4月版

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位							
種類	項目												
A7	1555	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(三割・制限)	カ 介護職員処遇改善加算 定員超過または看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1,259単位の59/1000 加算	60%	74	1月につき				
A7	1556	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算1(三割・制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1,259単位の43/1000 加算	60%	54					
A7	1557	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算1(三割・制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1,259単位の23/1000 加算	60%	28					
A7	1560	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算1(三割・制限)	ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1,259単位の12/1000 加算	60%	15					
A7	1561	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算1(三割・制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1,259単位の10/1000 加算	60%	12					
A7	1709	通所型サービスベースアップ等支援加算1・減算1(三割・制限)		介護職員等ベースアップ等支援加算		1,259単位の11/1000 加算	60%	13					
A7	1562	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算1(三割・制限)	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	2,535単位の59/1000 加算	60%	149					
A7	1563	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算1(三割・制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		2,535単位の43/1000 加算	60%	108					
A7	1564	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算1(三割・制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2,535単位の23/1000 加算	60%	58					
A7	1567	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算1(三割・制限)	ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		2,535単位の12/1000 加算	60%	30					
A7	1568	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算1(三割・制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		2,535単位の10/1000 加算	60%	25					
A7	1710	通所型サービスベースアップ等支援加算2・減算1(三割・制限)	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		2,535単位の11/1000 加算	60%	27					
A7	1569	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算2(三割・制限)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,422単位の59/1000 加算	60%	83				
A7	1570	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算2(三割・制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,422単位の43/1000 加算	60%	61				
A7	1571	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算2(三割・制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,422単位の23/1000 加算	60%	32				
A7	1574	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算2(三割・制限)				ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,422単位の12/1000 加算	60%		17		
A7	1575	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算2(三割・制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,422単位の10/1000 加算	60%	14				
A7	1711	通所型サービスベースアップ等支援加算1・減算2(三割・制限)				タ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	1,422単位の11/1000 加算	60%		15		
A7	1576	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算2(三割・制限)				カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	2,869単位の59/1000 加算		60%	169	
A7	1577	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算2(三割・制限)					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		2,869単位の43/1000 加算		60%	123	
A7	1578	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算2(三割・制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2,869単位の23/1000 加算		60%	65	
A7	1581	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算2(三割・制限)				ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		2,869単位の12/1000 加算		60%	34	
A7	1582	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算2(三割・制限)					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		2,869単位の10/1000 加算		60%	28	
A7	1712	通所型サービスベースアップ等支援加算2・減算2(三割・制限)	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		2,869単位の11/1000 加算	60%	31					

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(4/6)

令和6年4月版

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目										
A7	2024	通所型サービス11処遇改善加算Ⅰ・虐待減算(三割・制限)	フ 介護職員処遇改善加算	高齢者虐待防止措置を実施していない事業者が、通所型サービス(独自/定率)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1,780単位の59/1000 加算	60%	105	1月につき
A7	2025	通所型サービス11処遇改善加算Ⅱ・虐待減算(三割・制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1,780単位の43/1000 加算	60%	76	
A7	2026	通所型サービス11処遇改善加算Ⅲ・虐待減算(三割・制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1,780単位の23/1000 加算	60%	40	
A7	2027	通所型サービス11特定処遇改善加算Ⅰ・虐待減算(三割・制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1,780単位の12/1000 加算	60%	21	
A7	2028	通所型サービス11特定処遇改善加算Ⅱ・虐待減算(三割・制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1,780単位の10/1000 加算	60%	17	
A7	2029	通所型サービス11ベースアップ等支援加算・虐待減算(三割・制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			介護職員等ベースアップ等支援加算		1,780単位の11/1000 加算	60%	19	
A7	2030	通所型サービス12処遇改善加算Ⅰ・虐待減算(三割・制限)	フ 介護職員処遇改善加算		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	3,585単位の59/1000 加算	60%	211	
A7	2031	通所型サービス12処遇改善加算Ⅱ・虐待減算(三割・制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		3,585単位の43/1000 加算	60%	154	
A7	2032	通所型サービス12処遇改善加算Ⅲ・虐待減算(三割・制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		3,585単位の23/1000 加算	60%	82	
A7	2033	通所型サービス12特定処遇改善加算Ⅰ・虐待減算(三割・制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		3,585単位の12/1000 加算	60%	43	
A7	2034	通所型サービス12特定処遇改善加算Ⅱ・虐待減算(三割・制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		3,585単位の10/1000 加算	60%	35	
A7	2035	通所型サービス12ベースアップ等支援加算・虐待減算(三割・制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			介護職員等ベースアップ等支援加算		3,585単位の11/1000 加算	60%	39	
A7	2036	通所型サービス11処遇改善加算Ⅰ・業務減算(三割・制限)	フ 介護職員処遇改善加算		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1,780単位の59/1000 加算	60%	105	
A7	2037	通所型サービス11処遇改善加算Ⅱ・業務減算(三割・制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1,780単位の43/1000 加算	60%	76	
A7	2038	通所型サービス11処遇改善加算Ⅲ・業務減算(三割・制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1,780単位の23/1000 加算	60%	40	
A7	2039	通所型サービス11特定処遇改善加算Ⅰ・業務減算(三割・制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1,780単位の12/1000 加算	60%	21	
A7	2040	通所型サービス11特定処遇改善加算Ⅱ・業務減算(三割・制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1,780単位の10/1000 加算	60%	17	
A7	2041	通所型サービス11ベースアップ等支援加算・業務減算(三割・制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			介護職員等ベースアップ等支援加算		1,780単位の11/1000 加算	60%	19	
A7	2042	通所型サービス12処遇改善加算Ⅰ・業務減算(三割・制限)	フ 介護職員処遇改善加算		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	3,585単位の59/1000 加算	60%	211	
A7	2043	通所型サービス12処遇改善加算Ⅱ・業務減算(三割・制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		3,585単位の43/1000 加算	60%	154	
A7	2044	通所型サービス12処遇改善加算Ⅲ・業務減算(三割・制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		3,585単位の23/1000 加算	60%	82	
A7	2045	通所型サービス12特定処遇改善加算Ⅰ・業務減算(三割・制限)	カ 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		3,585単位の12/1000 加算	60%	43	
A7	2046	通所型サービス12特定処遇改善加算Ⅱ・業務減算(三割・制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		3,585単位の10/1000 加算	60%	35	
A7	2047	通所型サービス12ベースアップ等支援加算・業務減算(三割・制限)	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			介護職員等ベースアップ等支援加算		3,585単位の11/1000 加算	60%	39	

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(5/6)

令和6年4月版

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色…新設、黄色…変更、灰色…廃止

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A7	1583	通所型サービス11・定超(三割・制限)	イ 通所型サービス費 (独自/定率) 事業対象者・要支援1	60%	1,259	1月につき	
A7	1584	通所型サービス11日割・定超(三割・制限)		59単位	60%	41	1日につき
A7	1585	通所型サービス12・定超(三割・制限)		事業対象者・要支援2	60%	2,535	1月につき
A7	1586	通所型サービス12日割・定超(三割・制限)			119単位	60%	83
A7	1813	通所型サービス21・定超(三割・制限)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	60%	305	1回につき	
A7	1814	通所型サービス22・定超(三割・制限)	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	60%	313		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A7	1587	通所型サービス11・人欠(三割・制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を 定める場合 事業対象者・要支援1	60%	1,259	1月につき	
A7	1588	通所型サービス11日割・人欠(三割・制限)		59単位	60%	41	1日につき
A7	1589	通所型サービス12・人欠(三割・制限)		事業対象者・要支援2	60%	2,535	1月につき
A7	1590	通所型サービス12日割・人欠(三割・制限)			119単位	60%	83
A7	1815	通所型サービス21・人欠(三割・制限)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	60%	305	1回につき	
A7	1816	通所型サービス22・人欠(三割・制限)	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	60%	313		

事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A7	1591	通所型サービス11・同一建物(三割・制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を 定める場合 事業対象者・要支援1	60%	1,422	1月につき	
A7	1592	通所型サービス11日割・同一建物(三割・制限)		59単位	60%	47	1日につき
A7	1593	通所型サービス12・同一建物(三割・制限)		事業対象者・要支援2	60%	2,869	1月につき
A7	1594	通所型サービス12日割・同一建物(三割・制限)			119単位	60%	95
A7	1817	通所型サービス21・同一建物(三割・制限)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	60%	342	1回につき	
A7	1818	通所型サービス22・同一建物(三割・制限)	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	60%	353		

足利市通所型サービス(独自／定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(6／6)

令和6年4月版

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

通所型独自高齢者虐待防止措置を未実施の事業所が通所型サービス(独自／定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A7	C217	通所型サービス11・虐待減算11(三割・制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	1,798単位	所定単位(18単位)を減算	60%	1,780	1月につき
A7	C218	通所型サービス11日割・虐待減算11日割(三割・制限)		59単位	所定単位(1単位)を減算	60%	58	1日につき
A7	C219	通所型サービス12・虐待減算12(三割・制限)		3,621単位	所定単位(36単位)を減算	60%	3,585	1月につき
A7	C220	通所型サービス12日割・虐待減算12日割(三割・制限)		119単位	所定単位(1単位)を減算	60%	118	1日につき
A7	C221	通所型サービス21・虐待減算21(三割・制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	436単位	所定単位(4単位)を減算	60%	432	1回につき
A7	C222	通所型サービス22・虐待減算22(三割・制限)		447単位	所定単位(4単位)を減算	60%	443	

通所型独自業務継続計画未策定の事業所が通所型サービス(独自／定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A7	D217	通所型サービス11・業務継続減算11(三割・制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	1,798単位	所定単位(18単位)を減算	60%	1,780	1月につき
A7	D218	通所型サービス11日割・業務継続減算11日割(三割・制限)		59単位	所定単位(1単位)を減算	60%	58	1日につき
A7	D219	通所型サービス12・業務継続減算12(三割・制限)		3,621単位	所定単位(36単位)を減算	60%	3,585	1月につき
A7	D220	通所型サービス12日割・業務継続減算12日割(三割・制限)		119単位	所定単位(1単位)を減算	60%	118	1日につき
A7	D221	通所型サービス21・業務継続減算21(三割・制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	436単位	所定単位(4単位)を減算	60%	432	1回につき
A7	D222	通所型サービス22・業務継続減算22(三割・制限)		447単位	所定単位(4単位)を減算	60%	443	

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、処遇改善加算はA6のコードと異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合にかかわらず60%となります。

※同一建物の場合、減算ではなく、該当するコードにより請求します。